

注記事項

当社は、米国で一般に認められた会計原則に基づいて四半期連結財務諸表を作成しています。

1. 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

[税金費用]

税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する実効税率を永久差異・税額控除・評価性引当金等を考慮して合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

2. 会計処理基準に関する事項の変更

当第3四半期連結累計期間の期首より、米国財務会計基準審議会の会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification: 以下、「ASC」という) 605「収益認識」の複数要素に係る取引に関する改訂規定及びASC985「ソフトウェア」の有形の製品とソフトウェアの要素の双方を含む収益取引に関する改訂規定を適用しています。

3. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。